

一般社団法人SDGsプラットフォーム 入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人SDGsプラットフォーム（以下「この法人」という。）定款の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第6条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入会した者であり、かつ、当法人の基金を引き受けた者
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会手続)

第3条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第1号様式）に個人にあつては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- 2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に社員総会において決定する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去にこの法人の会員であった者で、この法人の会員の資格を喪失してから5年以上経過していること。
 - (3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- 3 名誉会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第3号）に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費等に関する規則によるものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第7条 過去にこの法人の会員であった者（退会后5年以上経過している場合）で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事長の承認を経て社員総会の決議をもって行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行する。